

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊藤 義郎

信託金の見直しに伴う「定款」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「定款」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、会員の事務負担の軽減を図るなどの観点から、会員が本所に預託する信託金の額を見直すことに伴い、「定款」等について、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 信託金の預託額

会員が本所に預託する信託金の額を、営業所の数にかかわらず一律に100万円とします。

(2) 本店その他の営業所等の変更に伴う報告

会員が、本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更をする場合について、事前の届出事項から事後の報告事項とします。

なお、「本所が定める日」は、平成17年4月13日といたします。

以上

信認金の見直しに伴う「定款」等の一部改正について

(ページ)

1 . 定款の一部改正新旧対照表 .....	1
2 . 定款施行規則の一部改正新旧対照表 .....	2
3 . 定款第 2 2 条の報告事項の一部改正新旧対照表 .....	4

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信認金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所の定める日から施行する。</p>	<p>(信認金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>会員が、本店以外に営業所を有するときは、その信認金の額は、前項に定める額に、本店以外の営業所1か所につき正会員は10万円、特別会員は1万円を増額した額とする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>本店その他の営業所の変更</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 資本の額の変更に関して取締役会決議<u>(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国証券会社にあっては、資本の額(持込資本金の額を含む。)の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)</p> <p>(8) 自己資本規制比率が140パーセントを<u>下回った</u>とき。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは<u>弁明の機会の付与が行われたとき</u>(<u>外国証券会社にあっては、外国証券法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む</u>)。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 法令(<u>外国証券会社にあっては、外国証券法令を含む。</u>)の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> 役員が法第28条の4第1項第9号</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 資本の額の変更に関して取締役会決議(委員会等設置会社<del>にあっては、執行役の決定を含む。</del>)を行ったとき(外国証券会社にあっては、資本の額(持込資本金の額を含む。))の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)</p> <p>(8) 自己資本規制比率が140パーセント以下となったとき。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞を受けたとき又は外国証券法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 法令又は外国証券法令の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。)</p> <p><u>(13) 租税滞納処分その他によって差押えを受けたとき(第10号に掲げる差押えを受けたときを除く。)</u></p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> 役員が法第28条の4第9号イから</p>

イから上までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(15) 主要株主(法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。)が法第28条の4第1項第10号イ若しくはロ又は第11号イから八までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(16) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。)を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停(調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。)を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終了したとき。

(17)~(19) (略)

(20) 営業報告書(証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号)第32条第2項(外国証券業者に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第37号)第30条第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を含む。)を作成したとき。

(21) (略)

(22) 決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき。

(削る)

(23) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所を変更したとき。

(24) (略)

付 則

この改正規定は、本所の定める日から施行する。

△までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(新設)

(16) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が1億円未満のものを除く。)を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停(調停を求める事項の価額が1億円未満のものを除く。)を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終了したとき。

(17)~(19) (略)

(20) 営業報告書(付属明細表、営業報告書明細表等の添付書類を含む。)を作成したとき。

(21) (略)

(22) 決算概況表を作成したとき。

(23) 中間決算概況表を作成したとき。

(新設)

(24) (略)

定款第 2 2 条の報告事項の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第 2 2 条の規定に基づき北海道内に本店がない会員が行う本所への報告については以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>定款施行規則第 4 条第 1 7 号関係、<u>第 2 0 号関係</u>、第 2 2 号関係 報告は要しない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所の定める日から施行する。</p>	<p>定款第 2 2 条の規定に基づき北海道内に本店がない会員が行う本所への報告については以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>定款施行規則第 4 条第 1 7 号関係、<u>第 2 1 号関係</u>、第 2 2 号関係<u>及び第 2 3 号関係</u> 報告は要しない。</p>